

(介護予防) 共用型指定認知症対応型通所介護
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 第0475500765号)

当事業所はご契約者に対して共用型指定認知症対応型通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について.....	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 仙台白百合会
- (2) 法人所在地 仙台市泉区本田町20番15号
- (3) 電話番号 022-218-3008
- (4) 代表者氏名 理事長 菅原 節雄
- (5) 開所年月 平成16年 3月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 共用型指定認知症対応型通所介護事業所
令和元年 10月 1日指定 仙台市 0475500765号
- (2) 事業所の目的 利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、その家族の身体

的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 事業所の名称 グループホームさちの家 デイサービス

(4) 事業所の所在地 仙台市泉区本田町20番7号

(5) 電話番号 022-218-3024

(6) 管理者氏名 土井 威

(7) 当事業所の運営方針

- ① 利用者が快適で安心して安全に過ごせるような環境作りと、環境美化に配慮し、利用者の個別性の尊重とニーズに応じた生活支援を行い、地域住民の一員として自宅で生活できるよう努める。
- ② 利用者とは適切なコミュニケーションを図るとともに、利用者のニーズに応じた通所介護計画を作成し実施する。
- ③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努める。
- ④ 地域社会への貢献活動をすすめ、当事業所のもてる機能を積極的に地域に還元し、地域福祉の発展に寄与する。

(8) 開設年月 令和元年 10月 1日

(9) 利用定員 3人

(10) 同事業所で提供するサービス

【(介護予防) 共用型指定認知症対応型通所介護事業】

・通所介護型サービス 令和元年10月1日指定 仙台市0475500765号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 仙台市(泉区、青葉区、宮城野区)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(元日休み)
営業時間(通常)	9時30分～15時00分
サービス提供時間	9時30分～15時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	指定基準
1. 管理者	(兼務) 1名	1名
2. 看護師(非常勤)	(兼務) 1名	1名
3. 介護職員(常勤)	(兼務2名) 7名	1名
介護職員(非常勤)	2名	
5. 事務職員	(兼務) 1名	1名
6. 管理栄養士	(兼務) 1名	1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割もしくは※8割・7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・入浴は毎日行います。車椅子の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・身体の状況などで入浴出来ない時は清拭を行います。

② 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

③ 個別の機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、運動の指導や訓練を実施します。

④ 生活指導

- ・利用者が快適にセンターを利用できるよう支援するとともに、安定した日常生活が続くように相談・指導します。

⑤ 健康状態の確認

- ・血圧・脈拍等の継続的な測定を行い、一般的な健康状態の観察、利用登録時における医師意見等の確認をします。

⑥ コミュニケーション

- ・個別の声かけをはじめ、利用者全員のお茶のみ話など、気軽に会話・コミュニケーションができるように側面から援助します。

⑦ 創作活動

- ・簡単な手作り遊びを工夫して、楽しみながら指先訓練になるように計画的プログラムのもとに実施します。

⑧ レクリエーション

- ・利用者の心身状態に応じた種目を考案し、ゲームをしながら動作訓練になるよう支援します。

⑨ 送迎サービス

- ・利用者の自宅とセンター間を安全・快適に往復できるよう、職員が運転する専用車で送迎します。

<サービス利用料金(1回あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい(表の介護費用計は自己負担額です)。

【1割負担】

	認知症対応型通所 介護費Ⅱ(単位)	加算(単位)		介護費用計 (円)	食事費 (円)	合計(円)		①介護職員処 遇改善加算Ⅰ
		入浴介助	サービス体制強化Ⅰ					
要支援1	412	40	22	490	400	890		②介護職員等 特定処遇改善 加算Ⅰ
要支援2	435	40	22	514	400	914		
要介護1	444	40	22	523	400	923		※1
要介護2	459	40	22	539	400	939	+	
要介護3	476	40	22	556	400	956		③介護職員等 ベースアップ 等支援加算
要介護4	492	40	22	573	400	973		
要介護5	509	40	22	590	400	990		※2

※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ(10.4%)・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(3.1%)

…当月利用単位数×0.104(加算率10.4%)×10.33(1単位の単価)の1割の金額

…当月利用単位数×0.031(加算率3.1%)×10.33(1単位の単価)の1割の金額

※2 介護職員等ベースアップ等支援加算(2.3%)

…当月利用単位数×0.023(加算率2.3%)×10.33(1単位の単価)の1割の金額

【2割負担】

	認知症対応型通所 介護費Ⅱ(単位)	加算(単位)		介護費用計 (円)	食事費 (円)	合計(円)		①介護職員処 遇改善加算Ⅰ
		入浴介助	サービス体制強化Ⅰ					
要支援1	412	40	22	980	400	1,380		②介護職員等 特定処遇改善 加算Ⅰ
要支援2	435	40	22	1,027	400	1,427		
要介護1	444	40	22	1,046	400	1,446		※1
要介護2	459	40	22	1,077	400	1,477	+	
要介護3	476	40	22	1,112	400	1,512		③介護職員等 ベースアップ 等支援加算
要介護4	492	40	22	1,145	400	1,545		
要介護5	509	40	22	1,180	400	1,580		※2

※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ(10.4%)・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(3.1%)

…当月利用単位数×0.104(加算率10.4%)×10.33(1単位の単価)の2割の金額

…当月利用単位数×0.031(加算率3.1%)×10.33(1単位の単価)の2割の金額

※2 介護職員等ベースアップ等支援加算(2.3%)

…当月利用単位数×0.023(加算率2.3%)×10.33(1単位の単価)の2割の金額

【3割負担】

	認知症対応型通所 介護費Ⅱ(単位)	加算(単位)		介護費用計 (円)	食事費 (円)	合計(円)		①介護職員処 遇改善加算Ⅰ
		入浴介助	サービス体制強化Ⅰ					
要支援1	412	40	22	1,469	400	1,869		②介護職員等 特定処遇改善 加算Ⅰ
要支援2	435	40	22	1,541	400	1,941		
要介護1	444	40	22	1,568	400	1,968		※1
要介護2	459	40	22	1,615	400	2,015	+	
要介護3	476	40	22	1,668	400	2,068		③介護職員等 ベースアップ 等支援加算
要介護4	492	40	22	1,717	400	2,117		
要介護5	509	40	22	1,770	400	2,170		※2

※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ(10.4%)・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(3.1%)

…当月利用単位数×0.104(加算率10.4%)×10.33(1単位の単価)の3割の金額

…当月利用単位数×0.031(加算率3.1%)×10.33(1単位の単価)の3割の金額

※2 介護職員等ベースアップ等支援加算(2.3%)

…当月利用単位数×0.023(加算率2.3%)×10.33(1単位の単価)の3割の金額

☆送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行なう場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は基本単位数が47単位(片道)／日さかります(往復の場合94単位)。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度を超えてサービス利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供に要する費用(食材費及び調理費)

料金：1回あたり400円(昼食)

管理栄養士に定期的に相談し栄養ならびに、契約者の身体の状況・嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 12:00～12:30

③ レクリエーション

どの活動も基本的に料金はかかりませんが、活動内容により材料代等の実費をいただく場合がございます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

コピー1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・紙おむつ：100円（1枚）・尿とりパッド：小30円（1枚）・尿とりパット：大60円（1枚）
紙パンツ：100円（1枚）
- ・歯ブラシ：50円（1本）
- ・写真：30円（1枚）

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明致します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締めで、翌月27日までにお支払い願います。

お支払い方法は、下記のいずれかをお選び下さい。

① 口座振替

② 施設指定口座への振込による支払

振込先銀行口座・名義 仙台銀行 松陵支店 普通口座 2394961
口座名 社会福祉法人仙台白百合会
グループホームさちの家 所長 土井 威

③ 窓口で現金にて支払い（9：00～17：00の時間内をお願いいたします）

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

[職氏名] 所 長 土井 威

○苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 生活支援主任 中川 真美

第三者委員 千葉 訓 偉 TEL 022-220-0166

第三者委員 土井 敬 子 TEL 022-372-3029

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8：30～17：30

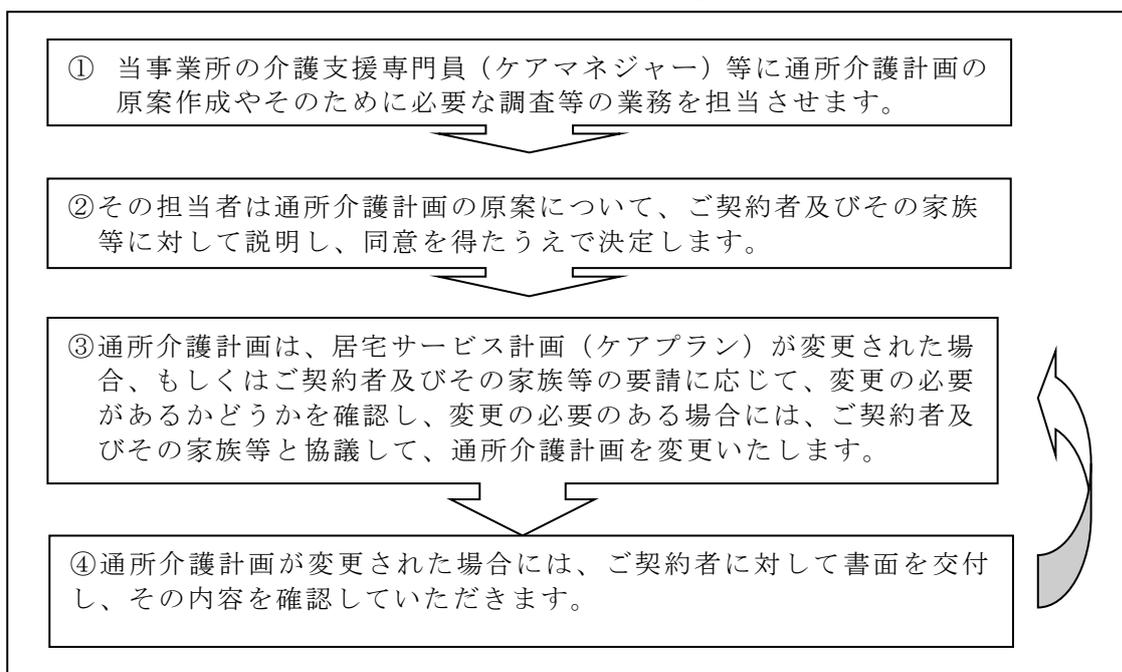
(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市泉区役所 介護保険課介護保険係	所在地 仙台市泉区泉中央2丁目1-1 電話番号 022-372-3111
仙台市青葉区役所 介護保険課介護保険係	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目5-1 電話番号 022-225-7211
仙台市宮城野区役所 介護保険課介護保険係	所在地 仙台市宮城野区五輪2丁目12-35 電話番号 022-291-2111
仙台市保険高齢部 介護事業支援課	所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 電話番号 022-214-8192
宮城県仙台保健福祉事務所	所在地 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県仙台合同庁舎 電話番号 022-275-9135
宮城県消費生活センター	所在地 仙台市青葉区錦町1丁目1-20 電話番号 022-261-5161
宮城県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号 022-222-7700
運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区本町三丁目7-4 宮城県社会福祉会館4階 電話番号 022-716-9676

<重要事項説明書付属文書>

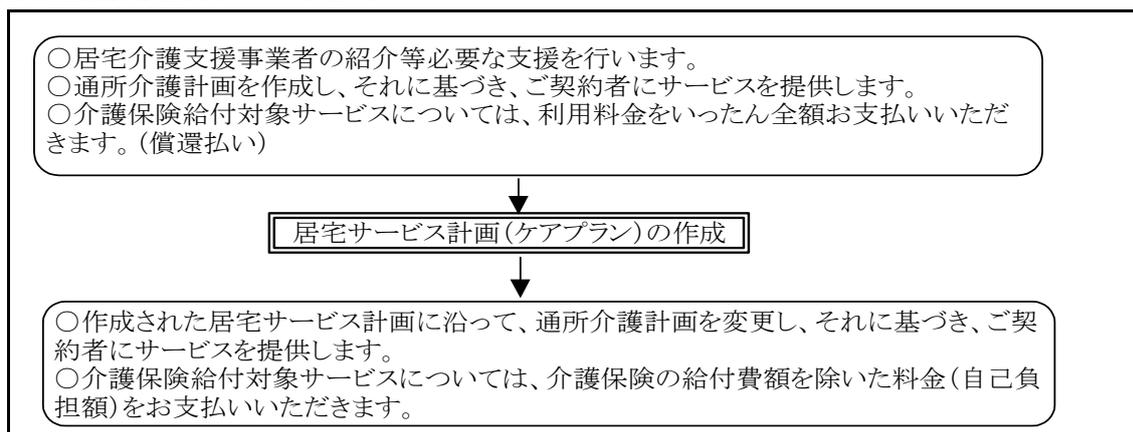
契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



① 要介護認定を受けていない場合

